

松江地方裁判所委員会（第37回）議事概要

第1 日時

令和元年5月13日（月）午後1時30分から午後4時まで

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）荒木恭司，井場浩，江田弘，大野遼太，大庭沙織，
手銭淳，長野正夫，日野由紀子，三井田守，本村曉宏，
安井和雅，横溝邦彦（五十音順敬称略）

（説明者）藤井刑事首席書記官

（事務担当者）富永事務局長，大橋事務局次長

（庶務）松嶋総務課長，徳岡庶務係長

第4 テーマ

裁判員裁判の現状について

第5 議事

1 新任委員自己紹介

2 委員長選任

3 委員長代理指名

4 意見交換等

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマ

人権感覚の向上のための職員教育の在り方

6 次回開催日時

令和元年7月4日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換等

委員長: それでは、本日のテーマである「裁判員裁判の現状について」の意見交換を行いたいと思いますが、まず、事前レクの際に頂いた御質問について説明させていただきます。御質問の趣旨は、「裁判員に選ばれる前にはやってみたいと思う人は少ないが、裁判員として裁判に参加した後には良い経験と感じた人が多いということであるが、裁判員に選ばれる前にやってみたいと思う人が少ないのは、どのような要因や内在的な理由によるものか。」というものでございました。これについて刑事首席書記官から説明させていただきます。

説明者: 平成30年度の裁判員等経験者に対するアンケート結果によりますと、消極的な参加意向の理由として、裁判員経験者では、「責任が重い、他人の人生を決めることへの不安・負担などの精神的負担」が最も多く、次いで、「社会生活上（育児介護、仕事など）の支障」が多くなっています。また、補充裁判員経験者では、「社会生活上（育児介護、仕事など）の支障」が最も多く、次いで、「責任が重い、他人の人生を決めることへの不安・負担などの精神的負担」が多くなっています。

委員長: 事前レクの際に頂いていた質問は以上ですが、他に御質問などなければ、意見交換に入らせていただきます。始めに、この地裁委員会の意味について改めて皆さんと考えて参りたいと思います。

地裁委員会は、幅広い視野や多角的な視点をお持ちの有識者の皆様から、率直かつ建設的な御意見を頂くことで、法律家のみによる検討では得られにくい国民の視点や考え方を把握し、それを地方裁判所の運営を検討する際に反映させていくことを目的として設置されているものですので、本日もこのような観点から御意見を頂きたいと存じております。

まず、施行後、間もなく10年を迎える裁判員制度について、率直な御意見

を頂ければと思います。

委員: 裁判員制度が始まった当初は、新聞などが詳しく取材し、多くの記事が出ていたと思うのですが、10年を経過し、報道の機会が減っていると思います。島根県内では対象となる裁判の数が少なく、制度を身近に感じてもらうのには難しい面があります。

今年は10年目ということで、新聞などでさまざまな企画記事が展開されていて、制度そのものを問い直し、問題点を指摘するような内容となっています。改めて県民の関心が高まる好機だと思われまますので、この機会にPRを強化すると良いと思います。

委員: やって見たら良い経験になったというのは、終わって見たら誰でもそう言うのであって、やったら良い経験になったから、これは非常に良い制度だというふうに結びつけられるのは、ちょっと違うのではないかと思います。

そもそも何のための制度なのかということが非常にわかりにくくて、司法の窓も見ましたが、もっとほかに方法があるのではないかと思いますし、プロの目でやられたらいいと思うんですけども。そこら辺がちょっとだけ違和感をずっと感じ続けているという感じです。

委員: 裁判員制度のそもそもの目的が何なのかということが一般的にちょっとPR不足というか、わかりにくいところだと思います。そもそも裁判員制度ができたのは、過去の判例や裁判所の判断にとらわれないというような、全く素人の者が判断するというので、こういう制度が生まれたのではないかなと思っていますが、殺人であれば、遺族にとってみれば、償ってもらわなければいけない、相応の償いは必要であるというようなことを率直に言えるような制度ではないかなというように思うところがあります。

委員: 辞退者も増えているということですが、高齢化が進んでくるので、対象者が減ってくるだろうし、なおかつそういった精神的負担であるとか、社会生活上に支障を来すということで辞退するというので、なかなか先ほどの制度設計

の話もありましたように、民意が反映されない部分がだんだん強くなっているのかなという印象です。

10年が経過して、いろんな課題や問題点が出てきていて、例えば、民意として裁判員が下したものに対して、最高裁がそれをまた破棄するとかですね、そういったいろんな課題や問題もあるでしょうけれども、多くの国民がこの制度を正しく理解するなり、高齢化も進んでいく中で、どういう形で国民を巻き込んでいくのかというのは、課題は永遠に続くのかなというふうな印象を持ちました。

今日、司法の窓が職場に届きまして、これを私たちの職場、教員、生徒がいる学校現場でどういった形で、目の届くところに閲覧できる形をとらなければならないというふうに、改めて感じたところです。

委員:もともと、この裁判員制度というのは、いろいろ理由があって始まったとは思いますが、世界の流れとして、特にアメリカなんかは、たしか陪審員制度としてももう大分前からスタートさせていて、世界基準に合わせようということで、時代の流れでそういうことになっているのかなと私の中では承知しておりました。

先にやったアメリカとか、そういうところでは何か裁判員制度で特に大きな問題とかは起きているんでしょうか。

委員長:陪審員制度をとっているアメリカでは問題が起きていないのかと、こういうような視点の御質問ですが、これについては、次回あるいは、次回の事前説明の際に説明させていただきます。

今のように、いろんな疑問点についてもお聞かせいただければと思いますし、感想等でも結構ですので、いただけますでしょうか。

委員:私も普段仕事をしているものですから、当たった場合のことをちょっと考えておりましたけれど、今は裁判員休暇という特別休暇が設立されておまして、それは有給休暇とは別に設けてありますので、手続的には問題ないと思います

が、私、今ずっと職員一人態勢の職場におりまして、裁判員になった場合に拘束時間がどの程度になるかっていうことをちょっと知りたいです。そのときの状況で、何とかなる場合もあったり、非常に難しい場合も出てきたりするのかなと思いますけども、個人的には、一つの経験ということで、そういう機会になればやってみたいなという気持ちも持っております。

委員長:どのぐらいの期間かということになると、ケース・バイ・ケースということになってくるのかなと思います。最近では、新聞でもさまざまな事件が取り上げられていて、皆さんの目にもとまることのあるのではないかなと思っております。

委員:弊社では2名の方が選ばれたということで、書類が送られてきたんですが、最初はやはり、かなり不安というか、どういったことがなされるのかということと、自分がどこまで判断を下していくのかということとかなり不安があったようです。やはり参加されている方がいろんな年齢の方や、男女、おられるということもあって、それぞれの意見というか、すごくいろいろ考えさせられるものがあったということは感想として言っておりました。

結局、自分が選ばれなくてよかったという安堵はあったようですけれども、参加したことについては、すごくよかったというような感想は聞いております。

この制度が始まって、高校生とかがシミュレーションをして広めたりとか、いろいろ広報的な部分でも活動されていたんですけれども、民意というのがどこまで判決に対して反映されるのかというところが、やっぱりいろいろ皆さんが不安のあるところじゃないかと思います。裁判に入る前に意見を聞く、民意を聞くという形で、最終的にプロの方の判断を下されるというのではなく、裁判に参加して、それぞれの思いで判決を導いたということになると、それなりに不安とかいろんな思いをそれぞれが持たれるんじゃないかなというのは感じます。

委員:裁判員をやることに躊躇するとか、不安があるというのは、恐らく知らない

ことが多いからかなと思うんですが、裁判所のほうでも出張講義など、いろいろされているのは存じ上げているんですけども、やっぱり大学の授業で法学を専攻していない学生に対しても授業を持っているんですが、学生に意見を聞きながらやってみると、やっぱり刑事裁判の仕組み、どういう流れで犯罪をした人が捕まって、刑事裁判になるのかとか、その後の裁判の進め方とかっていうのは、やっぱり知らないこともたくさんありますし、それから法がどういう考え方をしているかということも、当然知らないところがあります。

最近は小学生向けの刑法や民法の本も出ていますので、そういうのを活用して、裁判員に選ばれる前の段階で、法にもう少し触れられるような世の中になるといいのかなと思っています。

委員長:法曹以外の委員の方々からは、御意見、感想を頂いたところでございますが、法曹三者の立場から御意見を頂きたいと思います。

委員:10年目を迎えて、意義についてのPRが大事ではないかという意見については、私も全くそのとおりでなというふうに思います。特に、若い世代や、雇い主の側へのPRが大事なのかなというふうに個人的には感じているところです。

若い世代について言いますと、私、法教育委員会というのにも所属していて、高校生に出張講義をする機会があるのですが、そこで、例えば民法の成年年齢引き下げを題材にして講義をした場合に、民法の成年年齢引き下げで、大人になったらあなたは契約ができるようになるんですよという趣旨の話をして、高校生って余りピンとこないところが多かったりするんですけども、例えば、大人になったら裁判員裁判というものがあって、刑事裁判に直接かかわることがあり得るんですという話は、すごく高校生にとって食いつきがいいというか、だったら、こういうことも考えなきゃいけないのかなというふうに、いい題材になっているのかなというふうに感じたりします。高校生にとっては、具体的な事件の報道によって、具体的にイメージすることができるので、響く部分も

あるんじゃないかなと思いますし、長い目で見たとときに、若い世代に意義についてPRしていくという意味でも大事なところなのかなというふうに、日頃の法教育委員会の活動の中では感じたりしています。

僕の妻は一会社員ですが、もしこういう機会があったら、やってみたいと思うけれども、上司に説明するのってなかなか難しい部分があり、上司にわかってもらえるのかなという素朴な印象を話していたことがあります。そうすると、やはり雇い主の側に対するPRというのも、一市民にとっては大事なのかなと。仕事がいろいろ大変でっていう言葉の裏には、実際、自分が手持ちで抱えている仕事が大変だという印象に加えて、職場の上司に理解してもらう、自分がいろいろ説明しなければいけないのかなという心配がもしかしたら含まれているのかなと思ったりして、雇い主に対するPRというのも大事なのかなというふうに考えております。

委員:私自身、10年前の姿というものを振り返っているところでございますが、この制度が始まりまして、実際に運用をしていく中で、今まで、検察官が法廷でやっていた活動について、やはり反省を迫られることが多くございまして、とにかくわかりやすく立証していくということも、かなり変わった部分かとは思っています。従前の裁判官だけの時代に専門家だけでやっていたものとは違った視点で立証を組み立てていく。また、立証を組み立てるということは、捜査のやり方そのものも、従前とは全然変わってきているというような印象を持っておるところでございます。

今を振り返って、10年で何が変わっていたのか。10年前の裁判官だけ、法律家だけの世界の裁判にどういう不具合や問題点があって、裁判員が始まったことによってどういう変化があったのかというのは、10年たっているもので、もう一回検証してみて、よくあぶり出すことによって、この制度の良さとか、あるいは、欠点や長所というものが検証できるのかなというようなところでございまして、ちょうど10年というのは、一つの物事の区切りだと思いま

すので、やはり冷静になって、また変えるべきところは変えるというようなスタンスでいいのかなというふうに思っているわけでございます。

委員:私は、刑事裁判を担当しております、裁判員裁判において、裁判員の方と一緒に評議をさせていただいている立場なんです、毎回、裁判員の方には真剣に裁判に向き合ってください、また、貴重な意見を頂いて、貴重な経験をさせていただいています。

特に、20代から70代、80代の人、世代をまたがる人々が肩書などを抜きにして、同じテーマで議論し合って、被告人が有罪であるのか否か、有罪であるとしたらどのような刑罰を科すべきかということについて真剣に議論しあうというのは、議論を進行する立場として、私自身、本当に貴重な経験であると考えております。

いろいろな御批判があるのは重々承知していますが、この裁判員裁判は法律家に対してすごいインパクトがありました。それまでは、すごくたくさん書類を読みこんで、微に入り、細に入った事実認定などをして、これが本当にちゃんとした裁判なのかどうかということについて疑問の余地もあったと思います。ところが、この裁判員裁判ができて、一般の国民の方と一緒に審理をするということになりますと、法廷で証拠調べをするというのは一体どういうことなのかということや、我々が普通に使っている法律用語の意味って何なんだろうということや、根本から裁判の意味が問い直されることになりました。

さらに、そのために検察官や弁護士とともに、法曹三者がすごく勉強するようになりました。そして、法曹三者が立場の違いはあれ、より良い裁判を目指して、どういうふうにしていかなきゃいけないのかということや、よく議論するようになりました。ですから、この裁判員裁判というのは我々法律家の今までの刑事裁判のやり方に対してすごく大きなインパクトがあったわけです。

いろんな意見があるとはいえ、今ある裁判員裁判については、もっと良くし

ていきたい、あるいは、もっといろんな方に参加していただきたいというふうに思っています。ですので、そのようなことについて、皆様に率直な御意見を伺わせていただけたらというふうに思います。

委員長:法曹三者を含めて、いろんな広報活動を行っているんですけども、やっぱり足りないのではないかなという感じは、私どもも実は持っていて、どうやっていったらいいんだろうなというのは、すごく悩みでございます。

裁判員を経験された方について、最初はどうかかなと思ってたけど、いい経験だったという感想を大半の方が持っていて、そういう声をどうお届けするのがよいのかなということで、試みはしているところですが、やはりそれも含めて、裁判員制度というものの自体をやはりもっと国民の皆様に知っていただくためにも広報活動をやっていかなくちゃいけないんだろうなという感じには思っております。その辺のお知恵を頂ければというところが次のテーマでございます。

先ほどからも若干は出ているんですが、出前講義であるとか、例えば中学生、高校生、あるいは、さらに小学生の段階から裁判に触れてもらうということは、非常に必要なことなのかなということで、できるだけ広く裁判所もそういう申し入れを頂きましたら対応させていただくことは行っていますけれども、裁判所はどういうことをやっていけば、あるいは、法曹三者としてどういうことをやっていけば、この裁判員制度についての理解をより皆さんに深めていただけるのかなということで、御意見、御提言を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員:例えば、裁判員になって判決に携わって、心の負担とかそういうものはどうなんだろうというのは思います。地裁でやったけども、高裁も最高裁も行かずに刑が決まってしまうと、自分が判断したので、例えば死刑とかそういうことになったってということになると、どうなのかなと思います。

そういった制度なので、お求めがあれば出かけますという発想を変えないとだめだと思います。裁判所が自ら出かけて行って話をさせてくださいとか、あ

あなたの会社でちょっとそういうのについて話したいけどというのは、今までなかったと思うので。

委員長: その角度で考えていかなければいけないというのは、裁判所の内部でもございまして、各庁のトップである所長であるとか、長官であるとか、そういうポジションの者が出かけて行って、しゃべらせていただく機会を作るということは必要だなと。そういうことは確かに、足りなかった部分があるのかなというように、私どもも考えているところです。

やはり、どういうチャンネルを使って、どういう方法が一番効率的なのかなというのは、私たちがノウハウを持っていないものですから、その辺もお知恵を頂ければと思います。

それから、実際、広報活動を受けていただいて、これはよかった、これはちょっとどうなのかなというところもありましたら、それも御意見を頂ければ、参考に非常にさせていただけるのではないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

委員: やはり、学校とか、それから警察、裁判所というのは、やっぱり一般市民にとってみるとものすごく敷居が高いんですね。ましてや、裁判所なんていうところは全く普通の人にとっては用事がないわけです。そういうところからして、一回裁判所へ来ていただいて、それでこういう説明をして、実際、裁判をやっておるところを見学したりして、ということがまず大切ではないかなと思います。そのためには、各町内会や、自治会にはいろいろな団体がございしますので、町内会連合会とか、松江市の町内会連合会、あるいは、老人クラブ、そういう諸団体にPRするとか、あるいは、まずPRして、今度は裁判所にお出かけくださいってというような、裁判所から打って出るというのが必要ではないかなというふうに思います。

委員: ある一定の年齢で、かつ、20歳直前というと、高校教育かなというのが伝わってくるんですけども、多種多様な出前講座、いろいろと私たちもリスト

を持ってしまして、その現状で、実態に合わせて選び、そして出かけてきていただくということで、日程調整をさせていただくんですけれども、そういう機会を私たちが所属している校長会の場で、私のほうからでもお伝えすることもできるでしょうし、そういうネットワークを広げていくということは、ある団体の長へ対してPRとして、十分なされればということをおもいました。

ただ、学校教育現場においては、やるべきことがたくさんあって、なかなか大変な部分はあるんですけれども、やはり教科、それから科目の中での指導すべき内容で取り扱うというのは裁判員制度についてはほんのわずかなものです。有権者となる18歳、主権者教育はどんどんやっていくんですけれども、なかなか今は、国民の理解を深めるとか、裁判を身近に感じてもらえるということは、取り扱いが難しいのかなというふうに聞いておりました。

ただし、いつ誰に、どのタイミングでということですので、そういった出前講座というものは当然のごとく、広めていくには高校教育の場では大事なかなというふうに改めておもいましたし、先ほどのPR、出前講座も含めて、こういった配布資料をどう活用していくかっていうのは、我々の責任かなというふうに感じております。

委員:法学を学んでいない学生でも、日々事件とか事故のニュースは見ていますので、そういうところから、なぜこの被告人はもっと重い刑にならないのかとか、そういう話からすると取っかかりやすいとおもいます。

私が実際に授業をしている感想を言うと、ニュースとかだと、もっと厳しい刑がしたほうがいいのか、そういうふうに言っている場合でも、学生になぜこれはこうならないのかとか、こういう場合にどういうふうに公平な判断をしているのかというのを丁寧に説明すると、この場合にもっと厳しい罰を出したほうがいいのか、そういう極端な意見というのは余り出ないというか、理解を得られるので、丁寧に説明する必要があるということと、あとは、一回だとその疑問は解消されないとおもいますので、出張講義とかしていただいても、継続的

に伝えていくというのが必要かなと思います。

ただ、裁判所の方に何度も来ていただくというのは実際に無理ですので、そこは大学とかで日々、授業をしている私たちの責任もあると思っています、そこで、もしできれば、出張講義にいらしていただくとなったときには、大学で普段どういふことを教えているかというのを事前にお伝えできる機会があればいいというのは思っています。そうすれば、出張講義のときにもう少し、その限られた時間を有効活用していただくこともできるのかなと思います。

委員長: 裁判員制度に参加するというイメージとして、やっぱり勉強している学生の方にとっても、責任は重いか、そういう感じはあるんですか。そういうことは今、それほどはないんでしょうか。

委員: 責任が重いというのは、感想を聞いてみると、結構出てきますね。あとは、実際、もし学生が当たったとなると、試験の期間をずらすのかとか、出られなかった分の授業はどうするのかっていう問題が出てきますので、仕事をしている方だけじゃなくて、学生にとっても生活上の負担というのは重いんだろうなと思います。

もちろん、学生がもし当たったりとかすれば、授業でその分出られないとか、試験の時期をずらしてほしいとかがあれば、各教員が工夫はすると思いますし、大学からしたら、ぜひ行ってきなさいというふうに進めるんですが、話を受けた学生の側からしたら、そういうのも多分不安に思うんだろうなという程度で受けとめていただければと思います。

委員長: 一般の働いてらっしゃる方にとって、裁判員制度に参加するというハードルは高いというのが現状なんでしょうか。

委員: 私のところでは、周りに全く該当者がいなかったんですけども、ただ聞いてみると、義務としてやっぱり行くのが当たり前なんじゃないか、特に上司なんかは、私より年齢の高い人は特にそういう傾向が強くて、若い人もでもそういう話があれば考えたいということで、全く最初から嫌だというふうな話は全く

聞いてないんですね。

ですから、実際、該当者になってから、心変わりはあるかもしれませんが、周りではそんなに拒否反応はありません。

委員長: 今度は、何かPRについて、もっと裁判所はこういうことをすればいいのにとということがあれば、教えていただければと思います。

委員: 国民にもっとこの制度を知らしめたい、しっかり理解してほしいということをしてPRの成果という形で表すのならば、それは裁判員に選ばれた方がなるべく辞退をしない、つまり辞退率を下げっていくことだと思います。

やみくもにPRするよりも、例えば、社会問題に興味があったり、制度の意義を感じたり、参加したいという意思を持っている方たちに向けてアピールし、ボトムをしっかりと固めていくことが大事だと思います。メディアを使うなり、さまざまな形でPRをするのであれば、戦略的に進めていくことが大事だと思います。

委員長: ありがとうございます。ちょうど10周年を迎えるので、最近、各紙を読んでおまして、いろんな記事を参考としながら、松江でもいろいろと考えていかなきゃいけないのかなというように思っております。

既に話題に出ているところですが、実際に部下などが裁判員候補者になった場合に、どのようなことが問題になって、どのようなことが解消されれば、部下などを積極的に裁判員裁判に参加させやすくなるのか、先ほども出席率の向上や辞退率の低減に向けた取組について、事前に御説明させていただいているんですけども、その一つとして、雇用主の方に向けて御協力頂くようにという書面を同封させていただいていますが、これだけでは恐らく十分でないんだろうなというように思っています。このあたり、どういうことが解消されれば、より積極的に皆さんに裁判員裁判に参加していただくことができるのか、こういう問題についていい方向が見出せるのかなということで、そのあたりの御意見を頂ければ幸いに思いますので、お願いしたいと思います。

委員: 裁判員裁判だけじゃなくて、いろいろ病気とか何とかで休暇とかってフォローしなくちゃいけないとか、出産とか、いろいろあるんですけど、こちらでやっている取組としては、副担当を設けて、お互いの仕事を時々打ち合わせで情報共有とか、そういうことには努めてはいるところなんですけれども、実際、そのフォローができるかという、なかなか今、そういう状態まではできていないところが現状です。だから、自分の仕事だけをこなすだけでも、残業もしているという状態でありますので、これで、ちょっと長期休暇ということになると、なかなか厳しいかなというふうなところなんです。仕事を停滞させないというところが大前提に来ると思いますので、なかなか、その間、正職員の増員というかが望めない中で、考えられるのは、あるとしたら臨時職員さんなどの対応とか、そういう想定しか考えられません。

委員: うちの場合は、当然そういうものは日本の国民の義務であって、出る義務があるので、本人が休んだらどうするんだっていうことは、余りそこには不安はないんですが、やっぱり企業が裁判員裁判を受けるという、国民の文化をつくるということが、教育の場でも、政治の場でも、それが抜けちゃっているんだと思います。もっと国民のレベルに合ったような文化づくり、それから裁判に対する文化をつくってほしいなど。これは裁判所に対する要望じゃなくて全体としてということですが。

委員: 実際、弊社では選ばれた方が出ましたので、まず、本人も最初不安を口にしておりましたが、会社としては全面的に協力するし、会社に対しての心配は一切要らないからということで話はさせてもらいました。最終的な判断は本人がしたんですけれども、やっぱりいろいろ会社内での繁忙期であったりとか、人手不足とか、いろいろな条件がある中で、会社全体、ほかの社員それぞれがそれに理解を示さないと、なかなか参加するという、上司とか、会社自体がオーケーであっても、やはり社内でのそういう雰囲気というものが本人の判断にかかたりするのかなという気はいたしました。

事業主というか、雇い主側の意識も更に高めて、いろいろ知識を得ることでまた考え方とか、変わってくるんじゃないかなということ、商工会議所の女性会もセミナーとかいろいろ応募して、考えていたりするので、そういう団体への働きかけもいいのではないのかとは思っています。

委員:私の会社、それからグループ会社も、割と寛容というか、積極的というか、そういったことには義務として当然だという雰囲気はありますね。それで、会社全体で応援していこうという雰囲気は持っています。

委員:零細企業なんかになると、人がいないし仕事が忙しいので、参加しにくいというところはあると思うので、大きな団体、例えば、経済同友会、商工会議所、役員会、そういうところは皆さん100パーセントに近く賛成だと思いますけど、全体的なところだと、まだまだ広報不足だと思います。

委員長:ありがとうございます。本日頂いたさまざまな御意見をいろいろと検討させていただきながら、今後の広報にもつなげていきたいなと思っております。

裁判員制度ということを御議論いただきましたが、本日のテーマについては以上とさせていただきます。

これからの時間につきましては、地裁委員会の進行の在り方について御意見を伺いたいと思います。本日は、意見交換の前提となる部分は、事前説明でさせていただき、委員会当日の説明は最小限にさせていただいた上で、意見交換という形で進めさせていただきました。このような委員会の運営の在り方について、まず御感想、御意見を頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員:今回は事前説明を本当に丁寧にしていただいて、大変わかりやすく、そのまますぐ会に入れたという感じがしておりまして、こういった形で、私はありがたいなと思っております。

委員長:ありがとうございます。事前の説明、あるいは、委員会の進行については、次回も同じような形で行わせていただきます。また、何かございましたら、次

回委員会の事前説明の際にいろいろと御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次回の委員会のテーマについて諮りたいと思いますが、裁判所としては、「人権感覚の向上のための職員教育の在り方」というテーマを考えておりますが、このテーマについて御意見いかがでしょうか。

委員:テーマが幅広いので、内容について、もう少し絞っていただければと思います。

委員長:わかりました。テーマとしては「人権感覚の向上のための職員教育の在り方」とさせていただきます、意見交換の中身については、事前説明の際に、具体的に絞らせていただきます。

次回の開催につきましては、既に事前に調整をさせていただいておりますが、7月4日（木）午後1時30分から午後4時までということで御予定をしていただければと思っております。

それでは、長時間になりまして、非常に有益な御意見等を頂きました。本当にありがとうございました。次回もどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上